

別紙3 点検表記録様式
橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	36° 36' 58.86"	
				経度	137° 58' 36.45"	
小川大橋 (フリガナ)オガワオオハシ	037 37-1号線	上水内郡 小川村 高府				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
長野県 00 小川村	2016.11.09	土尻川	無	一般道		上水道

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者				株式会社 アンドー		点検責任者		小坂 祐司		
点検時に記録					措置後に記録					
部材名		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合 に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)		措置後の 判定区分		変状の種類		措置及び判定 実施年月日
上部構造	主桁	III	ゆるみ・脱落	写真9、主桁01						
	横桁	I								
	床版	II	床版ひびわれ	写真18、床版02						
下部構造		III	ひびわれ	写真19、橋台02						
支承部		II	漏水・滞水	写真25、支承部0202						
その他		II	土砂詰まり	写真5、排水施設0101						

道路橋毎の健全性の診断(判定区分 I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
III	ゆるみ・脱落はないが、F11Tボルトの使用により遅れ破壊が懸念されるため、定期的 に点検を行う必要がある。下部工にてひびわれが著しいため早期対策が望ましい。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

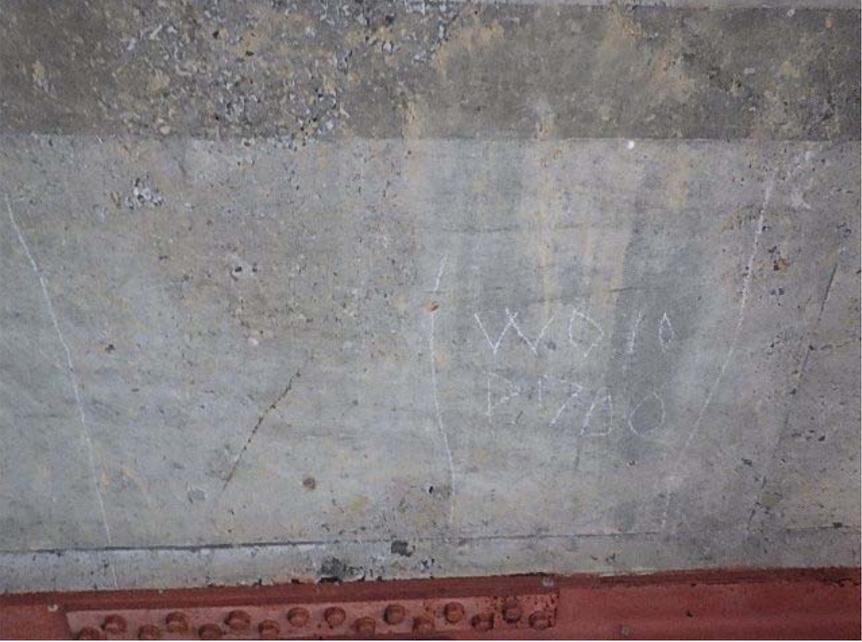
架設年次	橋長	幅員	
1972年	25m	4.80m	
起点		終点	

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p>その他【判定区分: Ⅱ】</p>	<p>その他【判定区分: Ⅱ】</p>
	
<p>上部構造(主桁)【判定区分: Ⅲ】</p>	<p>上部構造(床版)【判定区分: Ⅱ】</p>
	

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

下部構造【判定区分: Ⅲ】	支承部【判定区分: Ⅱ】
	
<p>【判定区分: 】</p>	<p>【判定区分: 】</p>

別紙3 点検表記録様式
橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	36° 36' 40.79"	
				経度	137° 56' 17.90"	
上坂橋 (フリガナ)ジョウザカハシ	028 28-4号線	上水内郡 小川村 小根山				
管理者名	点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
長野県 00 小川村	2016.11.04	土尻川	無	一般道		上水道

部材単位の診断(各部材毎に最悪値を記入)

点検者			株式会社 アンドー		点検責任者			小坂 祐司	
点検時に記録				措置後に記録					
部材名		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合 に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	措置後の 判定区分	変状の種類		措置及び判定 実施年月日	
上部構造	主桁	III	剥離・鉄筋露出	1-写真6、主桁02					
	横桁	I							
	床版	I							
下部構造		II	ひびわれ	1-写真15、橋台01.2-写真15、橋台03					
支承部		II	支承部の機能障害	1-写真20、支承部0201.2-写真20、支 承部0204					
その他		I							

道路橋毎の健全性の診断(判定区分 I~IV)

点検時に記録		措置後に記録	
(判定区分)	(所見等)	(再判定区分)	(再判定実施年月日)
III	主桁に比較的広範囲に鉄筋露出が確認され、腐食が著しいため、早期に補修対策による耐久性回復が必要。		

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員	
1964年	26m	3.40m	
終点		起点	

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p style="text-align: center;">上部構造(主桁)【判定区分: Ⅲ】</p> 	<p style="text-align: center;">下部構造【判定区分: Ⅱ】</p> 
<p style="text-align: center;">支承部【判定区分: Ⅱ】</p> 	<p style="text-align: center;">下部構造【判定区分: Ⅱ】</p> 

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

<p>支承部【判定区分: Ⅱ】</p>	<p>【判定区分: 】</p>
	
<p>【判定区分: 】</p>	<p>【判定区分: 】</p>